

資料編

1	5章 「行政の取り組み」の担当課一覧
---	--------------------

注) 課名の●⇒主管課、○⇒協力・連携する課

基本目標1 お互いのことを「我が事」に考え、人と人がつながるまち

(1) 地域や福祉を知ろう	
1) 隣近所で顔をあわせるきっかけづくり	
①広報誌やホームページ（SNS）などによるあいさつや声かけの呼びかけ（地域、企業・事業所への呼びかけ）	○福祉総務課、○産業振興課、○市民生活課、○いきいき高齢支援課、○教育総務課
②学校内や登下校時のあいさつ運動の推進	●こども青少年課
2) お互いさまの心を知る福祉学習などの充実	
<学校などにおける福祉学習>	
①学校における交流や体験学習機会などの創出	●学校教育課
②教育委員会・学校・社会福祉協議会の連携による福祉教育の推進	●学校教育課
③学校と自治会の交流を通じた子どもたちの地域に対する意識の醸成	●学校教育課
④保育所（園）における統合保育などを通じた認め合う心の醸成	●保育課
<地域における福祉学習>	
①ふれあい出前講座を通じた福祉学習支援と利用促進	●市民協働・男女共同参画課
②自治会などが取り組む学習に関する支援や学習機会の創出支援	●中央公民館、●市民協働・男女共同参画課
③自主学習グループを支援する事業の周知・活用促進	●教育総務課
④「浦添市てだこ学園大学院」における講座の実施	●教育総務課
⑤「浦添市てだこ市民大学」における講座の実施	●市民協働・男女共同参画課
3) 自治会の情報発信と加入促進	
①HPの自治会紹介に関する情報更新と内容の充実	●市民生活課
②届出時の加入チラシの配付と加入手続きの推進	●市民生活課、○市民課
③自治会、宅建業者会、社会福祉協議会との連携による加入促進	●市民生活課
(2) 地域での行事などへ参加してみよう（地域デビュー編）	
1) 地域の活動や行事へのゆるやかな参加の工夫	
①地域の施設や拠点を活用した各種事業の実施による集まる機会づくり	○こども政策課、○保育課、○こども家庭課、○健康づくり課、○教育総務課、○こども青少年課
②青少年団体活動の育成や活動の促進	●こども青少年課
③寄付や物品の提供を通じた参加方法の呼びかけ	○福祉総務課、○産業振興課
2) 日ごろから気軽に交流できる場の充実	
①地域での親子事業を通じた地域活動への参加促進	●保育課
②高齢者同士や地域の方と交流する場や機会の確保	●いきいき高齢支援課
③健康づくりに関する取り組みの地域での実施	●健康づくり課
④地域活動支援センター事業などの交流活動への支援	●障がい福祉課

基本目標2 地域福祉を推進する多様な担い手が活躍するまち

(1) 地域活動やボランティア活動をはじめよう（実践編）	
1) 地域活動、ボランティア活動への理解促進	
①地域活動の意義や担い手の必要性について周知	○福祉総務課、○こども政策課
②HP、広報誌などで発信する地域福祉などの活動や団体に関する情報の拡充	●市民協働・男女共同参画課、●市民生活課、●いきいき高齢支援課、●障がい福祉課、●福祉総務課
③寄付や物品提供を通じた参加方法の呼びかけ【再掲】	○福祉総務課、○産業振興課
④地域活動への参加意識の醸成と参加を促す仕組みの検討	●市民協働・男女共同参画課
2) ボランティアに関する講座などの開催	
①ニーズに即したボランティア講座などの学びの場の提供	●いきいき高齢支援課、●市民協働・男女共同参画課、○教育総務課、○中央公民館
②児童生徒などを対象とした、体験や交流機会の創出	○こども青少年課、○学校教育課

3) 企業・事業所の特性を活かした地域貢献活動の促進	
①地域貢献への呼びかけと地域や団体との連携支援	●産業振興課、○こども政策課
②社員の自治会加入と事業所の自治会への協力を促進	●市民生活課、○産業振興課
③地域貢献事業所の表彰制度の創設や広報誌などでの公表検討	●産業振興課
④「地域見守りネットワーク事業」の周知と協力事業所の拡充	●福祉総務課
⑤「見守り SOS ネットワーク」などへの協力呼びかけ	●いきいき高齢支援課
(2) 地域活動やボランティアの活動をより充実しよう	
1) 活動をコーディネートする機能の強化	
①ボランティアのニーズ把握とマッチング	●市民協働・男女共同参画課、○いきいき高齢支援課
②学んだ成果を地域活動に還元できる仕組みの強化	●福祉総務課、●市民協働・男女共同参画課、●教育総務課
③人材バンクのあり方検討と活用促進	●市民協働・男女共同参画課
2) 地域関係団体やボランティア、NPO団体の活動支援	
①自主的な活動に必要な研修会などの情報提供	●市民協働・男女共同参画課、●福祉総務課、●障がい福祉課、●教育総務課、●市民生活課、●いきいき高齢支援課
②各種助成金の情報提供や活用支援、新たな財源の獲得支援	●市民協働・男女共同参画課、○市民生活課
③民生委員・児童委員や母子保健推進員の周知と確保	●福祉総務課、●こども家庭課
④民生委員・児童委員の円滑な活動支援	●福祉総務課
⑤多様な団体同士、拠点間のネットワークづくり	●市民協働・男女共同参画課
⑥地域活動団体の立ち上げ支援	●市民協働・男女共同参画課、●いきいき高齢支援課、●障がい福祉課、○市民生活課、○教育総務課
⑦ソーシャルビジネスの創出支援	●市民協働・男女共同参画課

基本目標 3 いつでも「丸ごと」受け止め、助け合うまち

(1) 地域を基盤とした相談・支援体制を強化しよう	
1) 地域住民の相談を受け止める場の周知と体制の強化	
①地域で相談支援に関わる方々の活動を周知	●福祉総務課、●こども家庭課
②地域の中学校区地域保健福祉センター、各窓口や相談支援を行う事業所の周知、窓口の充実	●福祉総務課、●いきいき高齢支援課、●障がい福祉課、●保育課、●こども家庭課、●健康づくり課、●保護課、●市民協働・男女共同参画課、●市民生活課
③各種訪問事業などと連携したニーズ把握と対応	●こども家庭課、●いきいき高齢者支援課、●保護課
④相談支援員などの研修会への積極的な参加	●各課
⑤複合的な相談ができる窓口の設置検討	●福祉総務課、○関係課
2) 地域における見守り活動や行政区コミュニティづくり推進委員会の充実	
①行政区コミュニティづくり推進委員会の活動の周知	●福祉総務課
3) 中学校区コミュニティづくり推進委員会活動の充実	
①中学校区コミュニティづくり推進委員会の活動の周知	●福祉総務課
4) 中学校区地域保健福祉センターの周知と機能充実	
①「中学校区地域保健福祉センター」の機能充実	●福祉総務課
②「中学校区地域保健福祉センター」の場所や役割の周知	●福祉総務課
③各分野の相談員の調整・連携の場として活用	●福祉総務課、○こども政策課、○障がい福祉課、○いきいき高齢支援課
④中学校区地域保健福祉センターの効果的な運営	●福祉総務課
5) 浦添市コミュニティづくり推進協議会活動の充実	
①浦添市コミュニティづくり推進協議会活動の推進支援	●福祉総務課

(2) 多様な機関と連携した包括的な相談支援を進める	
1) 包括的な相談支援体制の充実	
①共生型サービスの参入促進	●いきいき高齢支援課、●障がい福祉課
②各種相談支援員のネットワーク拡充支援、包括的支援体制の強化	●相談支援員配置の担当課
③既存の相談窓口の連携強化と包括的な相談支援のあり方の検討	●福祉健康部各課、●こども未来部関係課、○市民部関係課、○教育委員会関係課
④全世代・全対象型地域包括支援体制の構築に向けた取り組みの推進	●福祉健康部各課、●こども未来部関係課、○市民部関係課、○教育委員会関係課
2) 各種支援会議など、関係機関が協議する場の充実	
①各種協議会の関係者間の連携促進と会の強化	●障がい福祉課、●こども家庭課、●保護課、●いきいき高齢支援課
3) インフォーマルサービスの活用と支援メニューなどの検討開発	
①新たな公的サービスの創設の検討	●相談支援に対応する各課（●障がい福祉課、●保護課、●いきいき高齢支援課、●健康づくり課など）、○福祉総務課
②地域の実情に応じた必要なサービスの検討・開発	●いきいき高齢支援課
(3) 利用しやすいサービスとなるよう情報提供を進めよう	
1) 多様な方法などを通じた情報提供の推進	
①福祉情報等の提供と情報内容の充実	●福祉健康部各課、●こども未来部各課
②地域支援者を通じた情報提供や定例会での福祉情報に係る研修会の実施	●福祉健康部各課、●こども未来部各課、●市民生活課
③庁内外の各機関同士での情報共有、連絡会などの開催	●福祉総務課、●こども政策課、●こども家庭課、●障がい福祉課、●いきいき高齢支援課、●保護課、●市民生活課、●健康づくり課、○関係課
2) 福祉サービスなどの情報開示の促進	
①情報開示していない事業所への開示の促進	●保育課、●障がい福祉課、●いきいき高齢支援課
②沖縄県福祉サービス第三者評価事業の利用促進	●障がい福祉課、●いきいき高齢支援課、●こども政策課、●保育課、●こども家庭課

基本目標 4 安心して暮らすための支援が整うまち

(1) 様々な困難を抱えた住民の支援を進めよう	
1) 子ども支援対策の推進	
①てだこ未来応援員（子供の貧困対策支援員）の継続配置とスキルアップ	●こども政策課
②保育施設などの保育料の軽減策など地域子ども子育て支援事業の充実	●保育課
③子どもの居場所の設置及び運営支援	●こども政策課
④義務教育段階の不登校などの児童生徒の支援	●こども青少年課
2) 生活困窮者などの自立支援の充実(ひきこもりによる生活困窮者を含む)	
①生活困窮者の生活基盤の安定支援、関係各課との連絡調整会の設置開催	●保護課、○こども政策課、○障がい福祉課、○いきいき高齢支援課
②子どもの貧困対策として無料の学習塾の利用促進	●こども政策課、●保護課、○学校教育課
③住宅がなく困窮している方の自立支援	●保護課
④ひきこもり状態となっている方の自立相談	●こども家庭課、○こども青少年課、○健康づくり課、○いきいき高齢支援課、○障がい福祉課、○保護課、○産業振興課
3) 心の健康づくりの推進（自殺対策への対応）	
①全庁的な自殺対策の推進	●健康づくり課
②心の健康づくりに関する情報発信、講演会の開催	●健康づくり課
③心の不調を抱える住民の早期発見、早期対応	●健康づくり課、●障がい福祉課
④身近な地域の支え手となる住民の確保	●健康づくり課
4) 罪を犯した人の社会復帰の支援	
①地域の理解と協力を得るための啓発活動の推進	●福祉総務課
②社会復帰を支援する関係者、関係機関の連携	●福祉総務課、●産業振興課、●建築営繕課、●保護課

(2) 災害に備えた取り組みを進めよう	
1) 災害時要援護者避難支援の体制の充実	
①災害時要援護者支援制度の周知	●福祉総務課
②個々の避難支援計画の作成支援	●福祉総務課
③災害時要援護者支援の意識啓発や避難支援の向上	●防災危機管理室、●福祉総務課
④登録者が利用しているサービス事業所などとの連携	●福祉総務課
⑤福祉避難所におけるニーズ把握と避難所運営方法の検討	●防災危機管理室
2) 自主防災組織の拡充	
①防災の講話や訓練の推進、自主防災組織設立支援	●防災危機管理室、○福祉総務課、○市民生活課、○保育課、○こども政策課、○障がい福祉課、○いきいき高齢支援課、○学校教育課、○消防本部
(3) 子どもや高齢者、障がい者などの権利を守ろう	
1) 権利擁護の取り組みの充実	
①権利擁護の必要性についての周知や広報	●障がい福祉課、●いきいき高齢支援課
②「成年後見制度」の利用促進に向けた周知や利用支援	●障がい福祉課、●いきいき高齢支援課
③法人後見支援事業の実施を検討	●障がい福祉課、●いきいき高齢支援課
④権利擁護の「中核機関の設置」などの検討	●障がい福祉課、●いきいき高齢支援課
2) 虐待防止などへの適切な対応体制の充実	
①DV や虐待の早期発見、早期対応	●こども家庭課、●保育課、●障がい福祉課、●いきいき高齢支援課、●学校教育課、●市民協働・男女共同参画課、○保護課
(4) 人にやさしいまちづくりを進めよう	
1) 人にやさしい生活環境づくり	
①移動の支援サービスなどの利用支援	●いきいき高齢支援課、●障がい福祉課
②民間を活用した高齢者の新たな移動サービスの導入検討	●いきいき高齢支援課
③沖縄県福祉のまちづくり条例にもとづいた誰にでも利用しやすい環境の整備	●建築営繕課、●道路課、●美らまち推進課
④民間の施設へのバリアフリー化の周知	●建築指導課
⑤浦添市手話言語などコミュニケーション手段の利用促進に関する条例の周知と意志を伝えあう権利の尊重される社会づくり	●障がい福祉課
⑥「浦添市福祉のまちづくり条例」の制定	●福祉総務課
2) 安定した住まいや住環境の確保	
①介護保険制度による住宅改修、障がい者の住宅改修費助成事業の普及や利用を促進	●いきいき高齢支援課、●障がい福祉課
②入居支援に関する居住サポート事業の推進と利用促進	●いきいき高齢支援課、●障がい福祉課
③離職などで住居を失うおそれの高い方への支援【再掲】	●保護課
④住宅確保要配慮者の市営住宅などへの入居機会の確保、新たな住宅セーフティネット制度の周知	●建築営繕課
⑤住まいと医療・介護（予防）・生活支援がより一体的に展開できるよう、関係機関、関係部署の連携を強化	●各課
(5) 行政と社会福祉協議会との連携などを進める	
1) 行政ならびに社会福祉協議会の組織、推進体制の強化	
①庁内関連部署間の連絡会などを通じた情報共有・連携の充実	●各課
②福祉分野の相談支援員をはじめ、関係職員などのスキルアップ	●各課
2) 行政と社会福祉協議会との連携体制の充実	
①生活や教育分野など関連する部署との連携の場の確保	●福祉総務課

2 策定の体制と策定スケジュール

(1) 浦添市福祉保健推進協議会

①浦添市福祉保健推進協議会規則

平成7年3月31日

規則第4号

改正 平成7年10月27日規則第26号

平成9年3月31日規則第12号

平成11年4月1日規則第21号

平成18年9月1日規則第30号

平成22年3月26日規則第1号

平成25年3月29日規則第25号

平成30年3月8日規則第7号

注 平成30年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、浦添市附属機関設置に関する条例（昭和47年条例第4号）第3条の規定に基づき、浦添市福祉保健推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、本市の福祉・保健・医療等の地域福祉の推進に関する事項について審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市の職員

(3) 福祉関係機関及び関係団体の構成者等

3 協議会に、専門事項を審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

4 専門委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門委員の任期は、その者の担任する専門事項に関する審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職

務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、及び会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、協議会における審議の参考に供するため、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会に、専門事項を審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、第3条第2項の委員のうちから会長が指名した委員及び同条第3項の専門委員で構成する。

3 前2条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総括的事務については福祉健康部福祉総務課において処理する。ただし、総括的事務以外の事務については、福祉健康部又はこども未来部の当該事務の担当課において処理する。

(平30規則7・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 浦添市障害者福祉都市推進協議会規則（昭和57年規則第12号）は、廃止する。

附 則（平成7年10月27日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第12号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月1日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第25号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月8日規則第7号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

②浦添市福祉保健推進協議会委員名簿 委員の任期：平成29年3月23日～平成31年3月22日まで

	氏 名	役 職 等	備 考
1	松田 ミサ子	浦添市民生委員・児童委員連絡協議会会長	副会長
2	川上 幸子	浦添市ボランティア連絡協議会会長	
3	安里 正一	浦添市ふれあいのまちづくり推進委員会委員長	
4	大浜 明美	浦添市障がい児・者関係団体連絡協議会会長	
5	荻堂 盛助	浦添市身体障がい者福祉協会会長	
6	久貝 初枝	浦添市母子保健推進連絡会会長	
7	金城 聡	浦添市学校保健会会長/神森小校長	
8	村田 涼子	若竹福祉会理事長	
9	池村 剛	一般社団法人 浦添市医師会会長	
10	仲若 三男	公益社団法人 南部地区歯科医師会 浦添班長	
11	護得久 朝文	浦添市子ども会育成連絡協議会会長	
12	神山 高成	浦添市自治会長会会長/当山自治会長	
13	國吉 眞安	浦添市老人クラブ連合会会長	
14	友寄 利津子	NPO法人 ライフサポートてだこ代表	
15	松堂 貴浩	浦添商工会議所 総務部長	
16	上地 武昭	沖縄大学教授（人文学部福祉文化学科）	会長
17	神里 博武	かみざと社会福祉研究所 所長	
18	池原 寛安	浦添市社会福祉協議会 常務理事	

③地域福祉計画策定専門部会 委員名簿

	氏 名	役 職 等	備 考
1	砂川 清徳	浦添市民生委員・児童委員連絡協議会 副会長	
2	玉城 香子	浦添市自治会長会/浦添グリーンハイツ自治会長	
3	上地 武昭	沖縄大学教授（人文学部福祉文化学科）	部会長
4	中本 昌幸	浦添市社会福祉協議会 事務局長	副部会長
5	川畑 政和	港川中学校区コミュニティづくり推進委員会委員長/緑ヶ丘自治会長	
6	中野 紘子	浦添市女性団体連絡協議会会長	
7	上原 聖也	浦添市青年連合会 事務局長	

（２）浦添市福祉保健推進本部、浦添市福祉計画検討委員会など

①浦添市福祉保健推進本部設置規程

平成４年７月９日

訓令甲第 18 号

注 平成 28 年 3 月から改正経過を注記した。

（設置）

第 1 条 本市における福祉保健行政に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、浦添市福祉保健推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 推進本部の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- （１）福祉保健行政に関する施策の効果的な推進に関すること。
- （２）福祉保健行政に関連する事業の総合調整に関すること。
- （３）その他福祉保健行政に必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。

２ 本部長は、副市長をもって充てる。

３ 副本部長は、福祉健康部長をもって充てる。

４ 本部委員は、浦添市市政運営会議規程（平成 10 年訓令甲第 3 号）第 13 条第 1 項に規定する部長会議の構成員をもって充てる。ただし、副市長及び福祉健康部長は除くものとする。

（本部長及び副本部長）

第 4 条 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

２ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 推進本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

２ 本部長は、必要に応じ推進本部構成員以外の者を推進本部の会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第 6 条 推進本部の庶務は、福祉健康部福祉総務課において処理する。

（雑則）

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 27 日訓令甲第 2 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日訓令甲第 7 号）

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 25 日訓令甲第 22 号）

この訓令は、平成 12 年 12 月 26 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 22 日訓令甲第 25 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日訓令甲第 15 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 13 日訓令甲第 4 号）

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 26 日訓令甲第 13 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 26 日訓令甲第 8 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 28 日訓令甲第 5 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日訓令甲第 20 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 27 日訓令甲第 4 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 14 日訓令甲第 6 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 25 日訓令甲第 4 号）

この訓令は、平成 31 年 2 月 25 日から施行する。

第 3 条関係 組織構成

本 部 長	副市長
副本部長	福祉健康部長
委 員	総務部長、財務部長、企画部長、西海岸開発局長、市民部長、経済観光局長、こども未来部長、都市建設部長、都市建設部参事、消防庁、教育部長、指導部長、水道部長、議会事務局長

②浦添市福祉計画検討委員会設置要綱

平成30年5月1日 部長決裁

(設置)

第1条 地域福祉計画の策定に必要な検討を行うため、浦添市福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について検討し、浦添市福祉保健推進協議会(以下「協議会」という。)にその結果を報告する。

- (1) 福祉計画に係る基本計画に関すること。
- (2) 福祉計画に係る実施計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか福祉計画策定に必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は福祉健康部長を、副委員長は福祉総務課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長、副委員長及び委員の任命については、別に辞令を用いることなくそれぞれの職に命ぜられた者とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。
- 3 委員長は、委員会における会議の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

(福祉計画作業部会)

第6条 委員会に、福祉計画作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。

- 2 作業部会は、第2条に掲げる各事項の具体的内容を検討する。
- 3 作業部会には、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 4 部会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 7 部会長は、必要に応じて部会員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。
- 8 作業部会における会議の経過及び結果については、事務局が委員会に報告するものとする。

(任期)

第7条 委員及び部会員の任期は、委員会及び作業部会の設置目的が達成されたと認められるまでとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉健康部福祉総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

③浦添市福祉計画検討委員会名簿

	所 属	役 職 等	氏 名
1	福祉健康部	部 長	高江洲 幸子
2	〃	福祉総務課長	宮城 増美
3	〃	障がい福祉課長	宮城 高光
4	〃	いきいき高齢支援課長	金城 直子
5	〃	いきいき高齢支援課主幹	知念 亜希子
6	〃	健康づくり課長	与那覇 純子
7	〃	保護課長	村山 みき
8	こども未来部	こども政策課長	知花 優子
9	〃	こども政策課主幹	仲本 力
10	〃	保育課長	真座 佳美
11	〃	こども家庭課長	安和 さゆり
12	総務部	防災危機管理室長	平良 淳
13	企画部	企画課長	知念 伸男
14	市民部	市民生活課長	金城 盛達
15	〃	市民協働・男女共同参画課長	玉利 宏一朗
16	市民部経済観光局	産業振興課長	新里 優子
17	都市建設部	建築営繕課長	上間 亘
18	教育部	教育総務課長	大城 博郎
19	指導部	学校教育課指導監	石川 博久
20	〃	こども青少年課長	東江 正作
21	消防本部	消防総務課長	比嘉 武志
22	浦添市社会福祉協議会	地域福祉課長	田前 学

④福祉計画作業部会 名簿

	所 属		役 職 等	氏 名
1	福祉健康部	福祉総務課	管理係長	久保田 道代
2	〃	障がい福祉課	障がい福祉係長	金城 栄律
3	〃	〃	支援給付係長	松永 忍
4	〃	いきいき高齢支援課	介護給付係長	小澤 絹江
5	〃	〃	予防支援係長	米須 清隆
6	〃	〃	在宅支援係長	仲地 直子
7	〃	〃	在宅支援係主査	末広 美和
8	〃	〃	高齢福祉係長	翁長 晋作
9	〃	健康づくり課	予防係長	宮平 愛
10	〃	保護課	保護第1係長	吉村 賢二
11	〃	〃	保護管理係主査	仲西 さやの
12	こども未来部	こども政策課	政策係長	古堅 智子
13	〃	保育課	保育係長	石川 真之
14	〃	こども家庭課	母子父子係長	伊禮 輝
15	〃	〃	家庭相談係長	仲宗根 義朋
16	総務部	防災危機管理室	防災危機管理室主査	具志堅 洋
17	企画部	企画課	企画係主査 (福祉健康部担当)	當間 司
18	市民部	市民生活課	市民生活係長	赤嶺 エリナ
19	〃	市民協働・男女共同参画課	協働推進生涯学習係長	森田 牧子
20	市民部経済観光局	産業振興課	雇用創生係長	西田原 緑
21	都市建設部	建築営繕課	計画工事係長	内間 尚史
22	教育部	教育総務課	社会教育係長	松本 ゆかり
23	指導部	学校教育課	指導係長	比嘉 真一郎
24	〃	こども青少年課	青少年係長	平良 清美
25	消防本部	消防総務課	総務係長	仲石 好克
26	浦添市社会福祉協議会	地域福祉課	C S W推進係長	稲福 淳子

(3) 計画策定の経緯

	開催日	内容
平成30年	7月13日～ 8月21日	地域保健福祉計画づくりに関する市民アンケート調査
	7月23日	第1回 浦添市福祉計画検討委員会・福祉計画作業部会（合同） ・計画策定の趣旨、進め方・スケジュール、第四次計画の点検依頼等
	7月30日	第1回 浦添市福祉保健推進協議会 ・第五次浦添市地域福祉計画・第六次浦添市地域福祉活動計画諮問 ・計画策定の趣旨、進め方・スケジュール等
	8月10日～ 8月30日	福祉・ボランティア団体ヒヤリング ○地域福祉活動に従事している組織・団体（14団体）
	9月8日～ 10月11日	「地域懇談会」地域自治会 ○10自治会で実施。参加総数：171人
	10月10日～ 29日	中学校区コミュニティづくり推進委員会(役員)へヒヤリングを実施(5中学校区)
	10月19日	第2回 浦添市福祉計画作業部会 ・各調査結果と調査などからみえる浦添市地域福祉の現状・課題の報告
	10月25日	第2回 浦添市福祉計画検討委員会 ・各調査結果と調査などからみえる浦添市地域福祉の現状・課題の報告
	11月2日	第1回 浦添市福祉保健推進協議会専門部会 ・計画策定の趣旨、進め方・スケジュール ・各調査結果と調査などからみえる浦添市地域福祉の現状・課題の報告
	11月13日	第2回 浦添市福祉保健推進協議会 ・各調査結果と調査などからみえる浦添市地域福祉の現状・課題の報告
	12月5日	第3回 浦添市福祉計画作業部会 ・計画の枠組み、計画の理念や基本目標等の検討 ・本計画で取り組むこと（具体施策）一部
	12月19日	第2回 浦添市福祉保健推進協議会専門部会 ・計画の理念や基本目標等の検討
平成31年	1月16日	第4回 浦添市福祉計画作業部会 ・本計画で取り組むこと（具体施策）
	1月22日	第3回 浦添市福祉計画検討委員会・本計画で取り組むこと（具体施策）
	1月25日	第3回 浦添市福祉保健推進協議会専門部会 ・計画の理念や基本目標等の検討
	2月5日	第5回 浦添市福祉計画作業部会 ・重点プラン、目標指標、支え合いネットワーク図 ・計画案について
	2月13日	第4回 浦添市福祉計画検討委員会 ・重点プラン、目標指標、支え合いネットワーク図 ・計画案について
	2月25日	第4回 浦添市福祉保健推進協議会専門部会 ・重点プラン、目標指標、支え合いネットワーク図 ・計画案について
	2月27日	浦添市福祉保健推進本部 ・計画案報告
	3月1日～ 3月11日	パブリックコメントの実施
	3月20日	第3回 浦添市福祉保健推進協議会 ・計画案について
	3月20日	浦添市福祉保健推進協議会より市長へ答申
	3月26日	浦添市福祉保健推進本部 ・計画策定について

3 用語解説

あ行

■ アウトリーチ

生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族など、対象者の居る場所に積極的に出向いて働きかけること。「手を伸ばす」「手を差し伸べる」という意味。

■ インフォーマルサービス

地域のボランティアや近隣の支え合いなどの私的なサービスのことをいう。一方、各種機関、サービス事業所による公的なサービスはフォーマルサービスという。

■ 浦添市手話言語コミュニケーション手段の利用促進に関する条例（手話言語条例）

手話は言語であるという認識に立ち、手話言語等コミュニケーション手段の理解及び理解促進を図り、かつ、手話言語等コミュニケーション手段を保障するための合理的配慮や環境整備を図り、障がいのある人もない人も共につながり、心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする条例。

■ N P O（nonprofit Organization）

民間非営利組織などと訳され、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画など多様な分野における民間の営利を目的としない社会活動団体のこと。平成 10 年 3 月に成立した「特定非営利活動促進法（N P O 法）」は、法人格を取得し、社会的信用を高めることを目的として N P O を支援・育成していくためのもので、宗教や政治活動を主な目的としないという前提で、公益のために活動することを N P O 法人の要件としている。

■ 沖縄県福祉のまちづくり条例

高齢者や障がいのある方をはじめ、すべての人が安心して生活し、自由に社会参加できる地域社会を実現するために平成 9 年に制定した条例。目的や定義のほか、施策に関する基本方針及びバリアフリー整備の対象となる施設や整備基準等が規定されている。

か行

■ 基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、身体障害・知的障害・精神障害の総合的な相談業務を行う。また、地域の実情に応じて、相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援、成年後見制度利用支援事業の実施などの業務を担う。

■ 教育相談室くくむい

教育相談及び不登校児童生徒の定期相談（来所・電話・訪問）を行う。

■ クラウドファンディング

ある目的、志などのため不特定多数の人から資金を集める行為、またそのためのネットサービスのこと。大衆(crowd)と財政的支援(funding)を組み合わせた造語。クラウドファンディングの実施者は、インターネットを利用して不特定多数の人々に比較的低額の資金提供を呼びかけ、必要とする金額が集まった時点でプロジェクトを実行する。

■ ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

■ 権利擁護

知的障がい、精神障がい、認知機能の低下などのために判断能力が落ちてしまったり、意思無能力者のために、代理人が福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理及び書類の管理など権利の主張や自己決定をサポートしたり守ること。

■子育て世代包括支援センター（2020 年度設置予定）

妊娠出産から子育て時期まで切れ目のないサポートを行い、あらゆる相談を受け付け、支援を提供する体制を構築することを目的としたセンターで、運営するのは、各市区町村。

■コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開するコミュニティソーシャルワークを実践する専門職。

さ行

■自主防災組織

自然災害から地域を守るための住民による任意組織。災害対策基本法に規定されており、自治会組織単位でつくられることが多い。行政の一部という位置づけの消防団とは異なり、構成員はボランティアで、避難訓練や防災研修などの活動をする。

■市民後見人

一般市民による成年後見人であり、認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分となった方に親族がいない場合に、同じ地域に住む住民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護サービスなどの法律契約を行う。

■自立支援室ひなた

遊び・非行傾向の不登校児童生徒に対する居場所として、学校や社会への適応促進を行う。

■住宅セーフティネット制度

平成 29 年 4 月に公布された住宅セーフティネット法の改正法が同年 10 月 25 日に施行され、高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度など、民間賃貸住宅や空き家を活用した「新たな住宅セーフティネット制度」が本格的に始まった。

■障がい者自立支援協議会

地域において障がいのある人の生活を支えるため、相談・支援に関して中核的な役割を果たし、障害福祉サービスの提供体制の確保、関係機関によるネットワークの構築及び推進などに向けた協議を行う組織で、課題解決への具体的な道筋を明確にするとともに、障がい者に関する意識の変革を促す重要な役割を担っている。

■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、本人の同意なく結ばれた不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。

■ソーシャルビジネス

子育て支援、貧困問題、環境保護、まちづくりなどの社会的課題の解決を目的としたビジネス手法を活用した事業活動。

■全世代・全対象型地域包括支援体制

すべての人が年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる体制。

た行

■ 第2層生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援などサービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。本市では第2層に「中学校区」を想定している。

■ 地域活動支援センター

創作的な活動や生産活動、障がい者と地域社会の交流促進など、様々な活動を支援する場。

■ 地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。地域包括支援センター等が主催し、多職種の協働による個別ケース（困難事例等）の支援を通じた地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握などを行う。

■ 地域包括ケアシステム

重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、一定の生活圏域で医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供していくこと。国においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に地域包括ケアシステムの構築をめざしている。

■ 地域包括支援センター

高齢者やその家族等の支援を行うために設置した機関。保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の専門職を配置し、高齢者等の様々な相談に対応するとともに、高齢者の介護予防事業の利用支援、高齢者支援に向けた各種サービス調整、介護保険サービス事業所の支援等を行う。

■ 地域見守りネットワーク事業

浦添市内の各団体または企業等のうち、浦添市及び浦添市社会福祉協議会と事業の協力に関して協定を締結した「見守り協力団体」と見守りネットワークを構築し、地域住民の見守り、安否確認、声かけ等への対応を行う事業。

■ 適応指導教室いまあじ

小集団の体験・学習活動を通じた集団生活への適応力向上、登校復帰に向けた支援を行う。

■ てだこ未来応援員

沖縄の子どもの貧困に関する状況に緊急に対応するため、平成28年度より実施している内閣府補助事業「沖縄子供の貧困緊急対策事業」における「子供の貧困対策支援員」の通称名。子どもの貧困に関する各地域の現状を把握し、学校や地域等の様々な関係機関と情報の共有、連携を行い、課題を抱えた子どもに必要な支援につなげることや子どもたちが安心して過ごせる新たな居場所づくりの担い手の確保を役割としている。

な行

■ 日常生活自立支援事業

高齢や障がいにより、一人では日常生活に不安のある方が地域で安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約にもとづき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などの支援を通して、高齢者や障がいのある方等の権利擁護を図ることを目的とした事業。

■ 認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を旨とした活動などのできる場所。

は行

■ バリアフリー

高齢者や障がい者・児の行動を妨げる物理的な障壁がないこと。車いすが通ることができる通路幅の確保、段差の解消、手すりの設置、点字案内板の設置などが該当する。

■ 福祉サービス第三者評価事業

福祉サービスをより質の高いものにするため、福祉施設・事業所に対して第三者が評価を行うこと。結果は公表され、施設やサービスの利用者などもその情報を得ることができる。

■ 保護司

犯罪や非行によって保護観察を受けた者に指導・助言を行い更生の手助けする民間のボランティアで、法務大臣から委嘱をされている。

■ 母子保健推進員

安心して妊娠・出産・育児ができるよう、市町村等の母子保健事業に積極的に協力し、市町村等が行う子育てサービスを妊婦や乳幼児をもつ母親などの対象者に紹介するなど、行政とのパイプ役として、また身近な相談者としての役割を担うボランティア。

ま行

■ マッチング

種類の異なったものを組み合わせること。つり合うこと。調和すること。

■ 見守り SOS ネットワーク

認知症等の者が事前に本人情報を登録し、行方不明となった場合、同意にもとづき協力機関等へその情報を発信することで、早期発見・支援介入につなげるための情報連携ネットワーク。

■ 民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援に結びつくよう行政機関との橋渡しを行うボランティアで、厚生労働大臣から委嘱されている。要援護者に対する見守りや相談、情報提供など個別の援助活動はもちろんのこと、要援護者の生活環境の改善や生活支援のネットワーク、そのための機関との連携など地域福祉の推進に向けた活動の担い手。

や行

■ ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体状況等にかかわらず、全ての人が快適に利用できるように、製品や建造物、生活空間等をデザインすること。

4 主な相談窓口

※注：2019（平成31）年3月現在

地域における相談

相談窓口など	相談の内容	連絡先など	開館日時
各中学校区地域保健福祉センター（5箇所）			
浦添中学校区地域保健福祉センター	・中学校区の地域住民の参加による地域福祉活動推進の拠点。地域住民の相談支援や見守りなど地域のネットワークづくりに関する相談に対応。 ・てだこ未来応援員（子供の貧困対策支援員）も配置しており、子ども支援に対応。	098-874-3878	月～土 ※日曜日、祝日 6/23はお休み 8：30～18：00
仲西中学校区地域保健福祉センター		098-988-8147	
神森中学校区地域保健福祉センター		098-878-4569	
港川中学校区地域保健福祉センター		098-988-9355	
浦西中学校区地域保健福祉センター		098-871-3140	
各自治会	・自治会加入、行事などに関する相談	—	自治会によって異なります。
民生委員・児童委員連絡協議会事務局	・民生委員・児童委員が、日常生活に関する相談を受付。 ※各地区で担当者が決まっています。担当者の連絡先については、右記、連絡協議会事務局へお問い合わせください。	098-877-8278	月～金 ※土日、祝祭日、12/29～1/3はお休み。 10：00～12：00 13：00～16：00

家庭や子育てに関する相談

相談窓口など	相談の内容	連絡先など	相談日時
家庭児童相談室 （浦添市役所2階）	・対象者：0歳～18歳未満のお子さん及び保護者、その他養育者などの関係者。 ・育児、子どもの心身の発達、学校生活、虐待、その他子どもに関する相談を受付。	098-874-6073 (直通)	月～金 ※祝日や年末年始など閉庁日を除く 9：00～12：00 13：00～17：00 来所受付は原則16時まで
浦添女性相談室 （浦添市役所2階）	・夫や交際相手からの暴力（DV） ・結婚、離婚や異性のこと ・夫婦、親子、嫁姑、親族間のもめごと ・近隣、職場など対人関係のこと ・その他一身上のこと などの相談を受付。	098-874-0874 (直通)	月～金 ※祝日や年末年始など閉庁日を除く 9：00～12：00 13：00～17：00 来所受付は原則16時まで

相談窓口など	相談の内容	連絡先など	相談日時
子育て世代包括支援センター（2020年度設置予定）	・妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う窓口。今後設置予定。	—	—
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センターとつどいの広場）（7箇所）			
浦添市子育て支援センター（ていんさぐ）	・乳幼児をもつ親が気軽にしゃべり（情報交換）したり、子ども同士が遊んだりする場で、子育て家庭（これから子育てを始める家庭を含む）等に対する育児相談を受付。		利用日：月～金 利用時間： 9：30～12：00 13：00～16：00
子育て支援センター（ほるとの家）			利用日：月～金 利用時間： 10：00～12：00 13：00～16：00
子育て支援センター（柿の実ひろば）			利用日：月～金 利用時間： 10：00～12：00 13：00～16：00
つどいの広場 ・にこにこ ・さんさん ・あいあい ・リーヴルドンフォン カフェ	・乳幼児（0～3歳）の子育て親子への支援活動をする場として開設。		利用日：月水金 利用時間： 10：00～15：00

教育に関する相談

相談窓口など	相談の内容	連絡先など	相談日時
教育相談室 くくむい	・対象者：本人、家族、その他どなたでも相談できます。 ・小中学生の様々な悩みや問題などを、電話で受け付けています。 ・電話での相談が難しい場合などは来所相談、訪問相談も実施します。	098-876-7830 （教育相談専門ダイヤル）	利用日：月～金 利用時間： 9：00～12：00 13：00～17：00 （祝日や年末年始など閉庁日を除く）

高齢、障がい、介護、在宅医療に関する相談

相談窓口など	相談の内容	連絡先など	相談日時
浦添市地域包括支援センター（お住まいの地域（中学校区）によって担当のセンターが異なります）			
地域包括支援センター さっとん（浦添中学校区）	・介護・福祉等の様々な面から、総合的な支援を行うために地域ごとに設置された相談支援機関。 ・介護（予防）、認知症、虐待など、	098-877-3103	月～金 ※基本、祝日や年末年始など閉
地域包括支援センター「仁」（仲西中学校区）		098-917-2268	

相談窓口など	相談の内容	連絡先など	相談日時
地域包括支援センター ていだ（神森中学校区）	高齢者やそのご家族の日常生活の 困りごと、各種サービスの利用しか たなどの相談を受付。	098-870-0150	庁日を除くが、 緊急時の体制あ り。 8：30～17：15
地域包括支援センター み なとん（港川中学校区）		098-876-3710	
地域包括支援センター ゆ いまある（浦西中学校区）		098-917-5320	
障がい者（児）基幹相談支 援センター （浦添市役所3階）	・身体障害、知的障害、精神障害、発 達障害といった障害の種類を問わ ず、また、年齢も問わず、障がいの ある方とその家族、または障害福祉 サービス等の支援を提供している 関係機関からの様々な相談を受付。	098-876-1234 （代表） （内線 3568・ 3569）	月～金 ※祝日や年末年 始など閉庁日を 除く。 8：30～17：15
地域生活支援センター Enjoy	・主に知的障がい者（児）及びその家 族等に対する相談支援等	098-877-0552	月～金 9：00～17：30
ピアサポートセンター ほると	・主に身体障がい者（児）及びその家 族等に対する相談支援等	098-879-7565	月～金 9：00～17：00
生活支援センター あおぞら	・主に精神障がい者（児）及びその家 族等に対する相談支援等	098-879-6644	月～金 9：00～18：00 土 10：00～18：00
相談支援事業所 ゆんたく	・主に精神障がい者（児）及びその家 族等に対する相談支援等	098-870-4789	月～金 9：00～17：00
浦添市在宅医療・介護連携 支援センター うらっしー （浦添市医師会内）	・地域の在宅医療と介護の連携を支援 する相談窓口。 ・地域の医療・介護関係者、地域包括 支援センター等からの、在宅医療、介 護に関する相談の受付。 ・退院の際の地域の医療関係者と介護関 係者の連携調整や患者・利用者又は家 族の要望を踏まえた地域の医療機関 等・介護事業者相互の紹介。	098-894-2698	月～金 ※祝日や年末年 始を除く。 9：00～18：00

こころの相談、健康に関する相談

相談窓口など	相談の内容	連絡先など	相談日時
保健相談センター	・乳幼児から成人（妊産婦を含む）ま で、ライフステージに応じた各種相 談（来所・電話・訪問）を受付。 ・こころに関する悩みや医療受診など の相談を受付。	098-875-2100 （直通）	月～金 ※祝日や年末年 始など閉庁日を 除く。 9：00～11：00 13：00～16：00
障がい者（児）基幹相談支 援センター（浦添市役所3 階）	・精神障害などに関する相談を受付。	098-876-1234 （代表） （内線 3568・ 3569）	月～金 ※祝日や年末年 始など閉庁日を 除く。 8：30～17：15

生活に困った時、暮らし全般の相談

相談窓口など	相談の内容	連絡先など	相談日時
自立サポートセンター・てだこ未来（浦添市役所 1 階）	・対象者：経済的に困窮している方（※生活保護受給者を除く） ・生活困窮者の早期発見、自立に向けた相談や支援を行う。	098-875-5065 （直通）	月～金 ※祝日や年末年始など閉庁日を除く。 8：30～17：15
市民相談・消費生活相談室（浦添市役所 1 階）	・市民相談：月～金 9 時～12 時、13 時～17 時 ・消費生活相談：月・水・金 10 時～12 時、13 時～16 時 ・法律相談 （弁護士相談）：毎週（火）14 時～16 時 30 分 要予約 （司法書士相談）：毎週（水）14 時～16 時 30 分 要予約 ・行政相談：毎月第 1・2・3・4（木）14 時～16 時	098-876-1234 （代表） （内線：3011・3012）	—
ふれあい福祉相談センター（浦添市社会福祉協議会内）	①一般相談：月～金 9 時～16 時 ②弁護士相談：第 1、第 3 水曜（要予約） ③司法書士相談：第 2 水曜（要予約） ④家計相談：第 2 火曜（要予約） ⑤カウンセリング相談：第 2、第 4 土曜（要予約）	098-870-1333 （直通）	予約受付 月～金 8：30～17：15

ボランティアに関する相談

相談窓口など	相談の内容	連絡先など	相談日時
ボランティア・市民活動支援センター（浦添市社会福祉協議会内）	・ボランティアに関する相談	098-877-8226 （代表）	8：30～17：15

雇用や労働に関する相談

相談窓口など	相談の内容	連絡先など	相談日時
浦添市ふるさとハローワーク（浦添市役所 1 階）	・専門の職員が就職に関する相談に応じ、皆様の就職活動を積極的にサポート。 ・職業相談、求人情報の提供、就職支援セミナーなどの就職関連情報の提供を行う。	098-876-0734 （直通）	月～金 ※祝日や年末年始など閉庁日を除く。 9：30～17：00 ※12 時～13 時は窓口休み。端末操作は可能
ハローワーク窓口「就労支援コーナーてだこ」（浦添市役所 3 階）	・ハローワーク職員が常駐し、働くことの不安・悩み・要望について、個別に相談しながら自分に合った仕事	098-876-0710 （直通）	月～金 ※祝日や年末年始など閉庁日を

相談窓口など	相談の内容	連絡先など	相談日時
	を見つけていく支援を行う。求人活動に関する相談。 対象者：生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、生活困窮者。		除く。 9：00～16：00 ※申し込みは随時受付。ただし、相談日時は予約制。
地域若者サポートステーション相談窓口（浦添市役所1階ロビー内）	- 対象者：15歳～39歳 若年無業者。ご本人やそのご家族。 - 就労相談		毎月第4火曜日。13時～17時。

てだこ・ゆいぐるプラン

第五次浦添市地域福祉計画
第六次浦添市地域福祉活動計画

2019 年 3 月 発行

発行：浦添市役所 福祉健康部 福祉総務課
〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶 1 - 1 - 1
電話（098）876-1234 （代表）
社会福祉法人 浦添市社会福祉協議会
〒901-2103 沖縄県浦添市仲間 1 - 10 - 7
電話（098）877-8226（代表）
